

山建産連発第75号

令和7年3月26日

(一社) 山梨県建設産業団体連合会

各団体の長 殿

(一社) 山梨県建設産業団体連合会

会長 浅野 正一

### 工事書類限定型検査の標準化について

標記の件について、別紙の通り山梨県県土整備部長より通知がありました。

工事書類限定検査については、県土整備部（営繕課を除く）の発注工事において、工事書類により行う検査に必要な書類を限定し、監督員と検査員の重複確認を行わないようにする事と、受発注における説明用資料等の書類削減により、工事完成検査の効率化を図ることを目的に、令和6年10月1日より試行が行われておりました。

今般、山梨県工事書類限定検査要領が改定され、令和7年4月1日から山梨県土木工事共通仕様書を適用する全ての土木工事で運用されることになりました。

つきましては、別添の通知等をご確認いただくとともに、下記に示す山梨県のホームページに、山梨県工事書類限定検査要領が掲載してありますので、貴団体傘下会員（組合員）宛にご周知の程よろしくお願い致します。

記

《要領等記載\_山梨県ホームページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/koujisyoruigenteikensa.html>